

◆補助対象者について

- No. 1 対象となる「食品製造事業者」とは何ですか。  
以下の要件を全て満たす事業者をいいます。  
①食料品、飲料製造業を営んでいること  
②県内に主たる拠点（工場など）があること  
③県内において1年以上の事業実績があること  
④国税又は地方税の滞納がないこと等の欠格事項のないこと  
⑤補助金の導入過程及び成果等一定の情報を公開するなど、県の施策推進に向けた事例紹介等に応じること  
⑥みなし大企業に該当しないこと  
※みなし大企業の定義についてはNO. 8を参照
- No. 2 個人・個人事業主は対象になりますか。  
対象になりません。
- No. 3 個人事業主として数年事業を行い、3ヶ月前に法人になりました。  
対象となりますか。  
対象になりません。  
申請時と同一の事業形態で、1年以上の事業実績がある事業者が対象です。
- No. 4 これから創業予定ですが、対象になりますか。  
対象になりません。  
県内に当該事業者の主たる事業所を有し、かつ、県内において1年以上の事業実績がある事業者であることが要件です。
- No. 5 食品製造以外の事業も営んでいますが、対象になりますか。  
これまで食品製造業の実績はなく、これから参入予定ですが、対象になりますか。  
飲食業の方は対象となりません。  
食品卸・小売事業者の方は、食品製造事業を行っており、その事業で「県内に当該事業者の主たる事業所を有し、かつ県内において1年以上の事業実績があること」を満たしていれば対象になります。  
なお、申請時に実施要領別記に記載している補助対象外業種に該当する事業を営んでいる方は、対象になりません。
- No. 6 NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人、第三セクターは対象になりますか。  
全て対象になりません。
- No. 7 通常枠、次世代ユニコーン事業者枠、デジタル化重点枠の違いは何ですか。  
通常枠は、10年後の売上げについて、概ね20億円以上の目標を掲げる事業者向け、次世代ユニコーン事業者枠は、同売上げが概ね10億円以上の目標を掲げる事業者向け、デジタル化重点枠はデジタル化への投資を特に積極的に行う事業者向けです。

- No. 8 「みなし大企業」とは何ですか。  
みなし大企業は対象になりますか。  
以下のいずれかの要件を満たす事業者を「みなし大企業」とし、補助対象としません。
- ①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している事業者
  - ②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している事業者
  - ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている事業者
  - ④発行済み株式の総数又は出資価格の総額を①～③のいずれかに該当する中小企業者が所有しているもの
  - ⑤①～③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数のすべてを占めているもの
- No. 9 他の補助金との併用は可能ですか。  
同じ事業について、ものづくり・商業・サービス補助金等の国の補助金や、他の補助金との併用はできません。また、県地域産業振興課で行う「リーディングカンパニー創出応援事業」と事前相談を重複して行うことも出来ません。
- No. 10 修繕費は対象になりますか。  
修繕費は対象になりませんが、改良を加え、機器の性能を向上させる場合は対象になります。
- No. 11 機器の導入に伴い、施設の改修や増築を行う経費は対象になりますか。  
建物・施設・構築物などの新築・増築・改修等の費用は全て対象になりません。
- No. 12 パソコン、タブレット等の購入経費は対象になりますか。  
汎用性のあるこういった経費は対象となりません。
- No. 13 事業は、全て機械装置費導入経費としていいですか。  
単価50万円以上の機械装置については、最長2年の補助対象期間中の補助合計額の上限を1,500万円とします。（次世代ユニコーン事業者枠の場合は、500万円を上限）
- No. 14 リース料は対象になりますか。  
補助対象となる期間は、補助事業実施期間内であり、かつ、事業の実施期間内に支払いが完了した経費については対象とします。
- No. 15 振込手数料は対象になりますか。  
対象となりません。

#### ◆補助対象経費について

- No. 16 補助対象事業と他の場所をまとめてネットワーク整備をしたいのですが、対象になりますか。  
補助対象経費と他の仕分けが出来ないものは対象外です。
- No. 17 補助対象経費にかかる消費税はどのように取り扱えばよいですか。  
消費税は、対象となりませんので、補助対象経費は税抜きにより記載してください。
- No. 18 中古品の購入は対象になりますか。  
対象です。但し、複数見積りが必須です。
- No. 19 デジタル化関係経費とはどのようなものが対象となりますか。  
デジタル化をメインとした生産性向上に要する経費（ロボットアーム導入、品質管理システム、不良品検知のAI等導入、在庫管理と受発注システムの一体化等の機械器具導入費 等）が対象となります。
- No. 20 金額の端数は、切り上げですか、切り捨てですか。  
円未満切り捨てです。補助金については千円単位となります。
- No. 21 通常枠、次世代ユニコーン事業者枠、デジタル化重点枠のどれに申し込んでもよいで申し込める枠はどれか一つとなります。  
なお、通常枠は、直近の決算期における年間の売上げが2億円以上、または、直近5年のうち2年以上の売上げが2億円以上の事業者を対象です。  
次世代ユニコーン事業者枠は、通常枠の対象となる事業者以外が対象です。  
デジタル化重点枠に申し込める事業者は、通常枠か次世代ユニコーン事業者枠のどちらでも申し込めるため、選択することになります。
- No. 22 どのような取組が採択されやすいですか。  
本事業は、デジタルを活用した食のリーディングカンパニー育成支援事業となっておりますので、リーディングカンパニーを目指してもらい、その取組を一定程度公開していただき、他の事業者へと波及効果を狙う事業となっております。  
実際は、審査委員会での審査の結果となりますが、まず申請事業者の10年後の売上げ目標や目指す姿が重要であることは当然ですが、そのほかに、事業計画による取組が食品産業へ波及効果をもたらすものであるかどうか重要となります。  
なお、本事業では、通常枠及び次世代ユニコーン枠は事業経費の10%（各年毎）、デジタル化重点枠は50%以上をAI、IoT等のデジタル関係経費へ投資することを条件としており、審査委員会においてもデジタル関係の取組において特に先進的と認められる提案を重要視したいと考えております。

◆補助対象事業について

- No. 23 **現在年間売上げが20億円を超えている事業者は、事業に申請できますか。**  
申請できません。  
通常枠は、10年後の売上げについて、概ね20億円以上の目標を掲げる事業者向け、次
- No. 24 **見積書提出業者の押印がない見積書は無効ですか。**  
申請時に提出する見積書は積算の根拠を確認するためのものなので、押印がなくても問題ありません。
- No. 25 **見積書に仕様書の添付は必要ですか。**  
  
仕様書やカタログなど、内容の詳細が分かるものがあれば添付してください。
- No. 26 **1社から3品購入予定で、各品は10万円未満ですが、3品合計で10万円を超えます。**  
必要です。ただし、申請時は1社のみでも可、選定理由書の提出も不要です。
- No. 27 **確定申告書には、税務署受付印は必要ですか。**  
必要です。税務署に署名提出した方で表紙に受付印が無い場合は、税務署が発行する「納税証明書（その2：所得金額の証明書）」（コピー不可）を追加で添付してください。  
なお、電子申請した方は、「メール詳細（受信通知）」を印刷したものを受付印の代用として添付してください。
- No. 28 **最長2年の事業実施とは、2年間の期間で事業を実施できるのですか。**  
本事業は、最長2年で申し込むか否かにかかわらず、今年度の事業分として、令和6年2月末までに完了する必要があります。  
つまり、2年で事業を申し込みたい場合は、明確に令和5年度分、令和6年度分と事業を分ける必要があり、2年間続けた工期で事業を実施することは出来ません。

No. 29 最長2年というのは、2年目の補助金も一括で受領できるのですか。

通常枠と次世代ユニコーン事業者枠は、最長2年の事業となりますが、予算は単年度で行っているため、今年度分は令和7年2月末までに行い、その分の補助金をお支払いすることとなります。このため、補助事業は明確に2つに分けなければなりません。

また、令和7年度の予算については、今後の審議、県の予算状況によるため、今回採択となっても、令和7年度の補助金を約束するものではありません。

No. 30 本申請後の審査委員会に必ず出席くださいとありますが、出席しない場合は、採択とならないのですか。

本申請後に、県の指定する日時、場所において申請者が審査委員にプレゼンテーションを行い、審査を行いますので、必ず出席してください。

必ずしも会社の代表の方でなくても構いませんが、事業に責任のある方の出席、説明をお願いします。

万が一どなたも出席になりませんと、提出いただいた資料のみでの審査となり、絶対に採択にならない、というわけではありませんが、他の事業者と比べて、大変不利な状況となることは御承知おきください。

説明、質疑応答を含め、1事業者あたり、30分以内の予定です。

No. 31 事前相談とは、実際に県庁を訪問、または、電話をしなければなりませんか。

事前相談とは、本申請の前に必ず申請者の方にさせていただく必要があるもので、事前相談シートと事業計画書を提出いただくものとなります。

提出にあたっては、メールや郵送で構いませんので、書類の作成に問題が無ければ、特に県庁にきていただいたり、電話をさせていただく必要はありません。

なお、提出いただいた書類に不備等がある場合は、こちらから連絡いたします。

No. 32 2月末までが事業期間ということですが、どこまでが2月末までに終了しなければなりませんか

例

事業を実施するA事業者が、機械装置費を導入することとし、B事業者から購入することになった場合

事業期間は県から交付決定があつてから、その年度の2月末までとなります。

よつて、A事業者が交付決定となつた日以降にB事業者と契約し、B事業者から機械装置費が納品され、A事業者が納品機械の検査を行い、B事業者へ代金を支払います。その後、県に事業報告の完了報告を行います。どこまでをその年度の2月末まで

No. 33 遂行状況報告とは何ですか。事業完了の報告書類とは違うのですか。

事業を行う事業者は、9月末までの状況について、10月末日までに補助事業等遂行状況報告書を提出いただく必要があります。

事業完了の報告書は、事業が完了したときに、その日から起算して30日以内、又は、2月末日のいずれか早い日までに提出する実績報告書が必要となるもので、遂行状況報告書とは別のものです。

No. 34 遂行状況報告、事業完了報告の他に、提出する書類は何ですか。

最長2年間の事業を希望する場合は、1年目の2月末までに事業完了の実績報告書が必要ですが、その他に事業の中間評価をするための中間報告書が必要になります。

また、最長2年間の事業が終了した後、事業計画期間中は、進捗状況報告書を各事業者の決算期末から3ヶ月以内に食のあきた推進課に報告し、必要に応じてその他経営状況を開示しなければなりません。

但し、若者枠の事業者は、進捗状況報告書は必要ですが、決算関係書類は添付しなくても構いません。

No. 35 伴走コーディネーターとはどのような役割をさせていただけるのですか。

伴走コーディネーターは、採択された事業者への伴走支援を実施します。

上記の質問も含め、御不明な点や、事業計画を遂行するための助言や指導を行います。

また、頻繁に御連絡、訪問をすることになり、事業所内に深く入り込ませていただくこととなりますので、御了承ください。